



福島医発第581号(地)
平成21年 6月17日

各医師会長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

「認知症対策等総合支援事業の実施について」の一部改正について
の送付について

標記につきまして、厚生労働省より本事業についての周知・協力依頼があった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。

認知症対策につきましては、早期診断・早期対応、また認知症患者本人や家族への支援等を通して、地域単位での支援体制を確立することを必要とする観点から、これまでも「認知症対策等総合支援事業」は7つの事業により構成され、実施されてまいりました。

今般、厚生労働省は当該事業の実施について、一部改正を行い、本年4月1日より適用されることとなり、都道府県行政等宛に改正通知が発出されました。

今般の一部改正では、地域包括支援センターに認知症連携担当者を配置し、認知症ケア体制及び医療との連携体制を強化する「認知症対策連携強化事業」や、地域において、認知症の専門職による研修を通じ、地域における認知症施策についての意識の向上と共通理解を推進し、地域の課題に対する具体的方策を講じることを目的とした「認知症ケア多職種共同研修・研究事業」、若年性認知症の方が、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とした「若年性認知症対策総合推進事業」の3事業が新たに創設され、本事業は今年度より、10事業により構成されることとなりました。

従前の「認知症理解・早期サービス普及促進事業」は、「認知症対策普及・相談・支援事業」と変更され、それに伴い、各都道府県、指定都市単位で認知症介護の専門家等が対応するコールセンターを設置し、認知症の方や家族が気軽に相談できる体制を構築する等の、新たな取り組みが実施されます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、本制度の円滑な施行のため、会員各位への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 名取一幸
地域保健副担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉

(介 21)

平成 21 年 6 月 9 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
三 上 裕 司



「「認知症対策等総合支援事業の実施について」
の一部改正について」の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、認知症対策につきましては、早期診断・早期対応、また認知症患者本人や家族への支援等を通して、地域単位での支援体制を確立することが必要とする観点から、これまでも「認知症対策等総合支援事業」は7つの事業により構成され、実施されてまいりました。

今般、厚生労働省は当該事業の実施について、一部改正を行い、本年4月1日より適用されることとなり、都道府県行政等宛に改正通知が発出されました。

今般の一部改正では、地域包括支援センターに認知症連携担当者を配置し、認知症ケア体制及び医療との連携体制を強化する「認知症対策連携強化事業」や、若年性認知症の方が、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とした「若年性認知症対策総合推進事業」等が新たに創設され、本事業は今年度より、10事業により構成されることとなりました。

従前の「認知症理解・早期サービス普及促進事業」は、「認知症対策普及・相談・支援事業」と変更され、それに伴い、各都道府県、指定都市単位で認知症介護の専門家等が対応するコールセンターを設置し、認知症の方や家族が気軽に相談できる体制を構築する等の、新たな取り組みが実施されます。

本事業につき、厚生労働省より、別添のとおり本会宛に協力依頼がありました。

つきましては制度の円滑な施行のため、貴会におかれましてもご了知いただき、周知、ご協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

敬具

記

(別添資料)

- ・「「認知症対策等総合支援事業の実施について」の一部改正について」の送付について
(老発第0602002号 平21.6.2 厚生労働省老健局長通知)





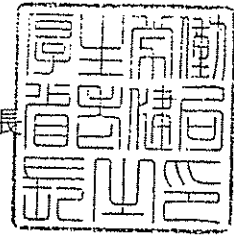
老発第0602002号

平成21年6月2日

社団法人 日本医師会

会長 唐澤祥人 殿

厚生労働省老健局長



「認知症対策等総合支援事業の実施について」の一部改正について
の送付について

標記について、別添のとおり都道府県知事及び指定都市市長あてに通知（平成21年6月2日老発第0602001号本職通知）いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、本通知の趣旨をご理解の上、貴会会員の周知等を含め、引き続きご協力下さいますようお願い申し上げます。

(別 添)

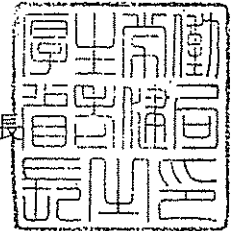
老発第0602001号

平成21年6月2日



各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長



「認知症対策等総合支援事業の実施について」の一部改正について

「認知症対策等総合支援事業の実施について」（平成18年5月30日付老発第0530002号本職通知）を別添のとおり一部改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので通知する。

別 添

「認知症対策等総合支援事業の実施について」（平成18年5月30日老発第0530002号厚生労働省老健局長通知）新旧対照表

改正前	改正後
老発第0530002号 平成18年5月30日 一部改正 老発第0426001号 平成19年4月26日 一部改正 老発第0515002号 平成20年5月15日 各 都道府県知事 殿 指定都市市長 厚生労働省老健局長 認知症対策等総合支援事業の実施について 認知症対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要である。 こうした観点に立って、従来の認知症関連予算事業を再編して「認知症対策等総合支援事業」を下記の7事業により構成するものとし、別添のとおり各実施要綱を定めたので通知する。各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等との連携の下、各地域	老発第0530002号 平成18年5月30日 一部改正 老発第0426001号 平成19年4月26日 一部改正 老発第0515002号 平成20年5月15日 一部改正 老発第0602001号 平成21年6月2日 各 都道府県知事 殿 指定都市市長 厚生労働省老健局長 認知症対策等総合支援事業の実施について 認知症対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要である。 こうした観点に立って、従来の認知症関連予算事業を再編して「認知症対策等総合支援事業」を下記の10事業により構成するものとし、別添のとおり各実施要綱を定めたので通知する。各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等との連携の下、各地

における認知症の方への支援の充実並びに適切な事業実施にご協力願いたい。

なお、本通知をもって「身体拘束廃止推進事業の実施について」（平成13年5月21日老発第203号本職通知）及び「認知症サポート医養成研修等事業の実施について」（平成17年10月26日老発第1026002号本職通知）は廃止する。

記

(1) 認知症対応型サービス事業管理者等養成事業

認知症介護の質の向上を図るため、認知症高齢者グループホームの管理者や開設者、小規模多機能型サービスの計画作成担当者等に対する研修を行う事業であるが、本事業については、下記の通知に基づき都道府県・指定都市が実施するものとする。

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号本職通知）（別紙の4（1）の事業を除く）

(2) 認知症地域医療支援事業（別添1）

(3) 認知症介護研究・研修センター運営事業

認知症介護の質の向上を図るための研究や研修を行う「認知症介護研究・研修センター」の運営を行う事業であり、認知症介護研究・研修センターを設置する都県市（東京都・愛知県・仙台市）において、下記の通知に基づき実施するものとする。

「認知症介護研究・研修センター運営事業の実施について」（平成12年5月8日老発第477号厚生省老人保健福祉局長通知）

(4) 高齢者権利擁護等推進事業（別添2）

(5) 認知症理解・早期サービス普及促進事業（別添3）

(6) 認知症地域支援体制構築等推進事業（別添4）

域における認知症の方への支援の充実並びに適切な事業実施にご協力願いたい。

なお、本通知をもって「身体拘束廃止推進事業の実施について」（平成13年5月21日老発第203号本職通知）及び「認知症サポート医養成研修等事業の実施について」（平成17年10月26日老発第1026002号本職通知）は廃止する。

記

(1) 認知症対応型サービス事業管理者等養成事業

認知症介護の質の向上を図るため、認知症高齢者グループホームの管理者や開設者、小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者等に対する研修を行う事業であるが、本事業については、下記の通知に基づき都道府県・指定都市が実施するものとする。

「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（平成21年3月26日老発第0326003号本職通知）（4（1）及び（5）の事業を除く）

(2) 認知症地域医療支援事業（別添1）

(3) 認知症介護研究・研修センター運営事業

認知症介護の質の向上を図るための研究や研修を行う「認知症介護研究・研修センター」の運営を行う事業であり、認知症介護研究・研修センターを設置する都県市（東京都・愛知県・仙台市）において、下記の通知に基づき実施するものとする。

「認知症介護研究・研修センター運営事業の実施について」（平成12年5月8日老発第477号厚生省老人保健福祉局長通知）

(4) 高齢者権利擁護等推進事業（別添2）

(5) 認知症対策普及・相談・支援事業（別添3）

(6) 認知症地域支援体制構築等推進事業（別添4）

(7) 認知症ケア高度化推進事業

認知症の方々やその家族のニーズに適切に対応するため、国内外の認知症ケア実践例及びその効果に関する情報の集積、分析評価、情報発信を行い、認知症介護の現場における認知症ケアの標準化・高度化を図る事業であり、認知症介護研究・研修東京センターを設置する東京都において、下記の通知に基づき実施するものとする。

「認知症ケア高度化推進事業の実施について」

(平成20年5月15日老発第0515008号本職通知)

(7) 認知症対策連携強化事業 (別添5)

(8) 認知症ケア多職種共同研修・研究事業 (別添6)

(9) 認知症ケア高度化推進事業

認知症の方々やその家族のニーズに適切に対応するため、国内外の認知症ケア実践例及びその効果に関する情報の集積、分析評価、情報発信を行い、認知症介護の現場における認知症ケアの標準化・高度化を図る事業であり、認知症介護研究・研修東京センターを設置する東京都において、下記の通知に基づき実施するものとする。

「認知症ケア高度化推進事業の実施について」

(平成20年5月15日老発第0515008号本職通知)

(10) 若年性認知症対策総合推進事業

ア 都道府県事業 (別添7)

イ 若年性認知症コールセンター運営事業

若年性認知症に関する疑問や悩み、今後の支援等について適切に対応するため、若年性認知症の総合相談窓口を設置する事業であり、認知症介護研究・研修大府センターを設置する愛知県において、下記の通知に基づき実施するものとする。

「若年性認知症コールセンター事業の実施について」

(平成21年6月2日老発第0602006号本職通知)

(別添1)

認知症地域医療支援事業実施要綱

第1 認知症サポート医養成研修事業

1 認知症サポート医養成研修

(1) (略)

(2) 認知症サポート医(推進医師)の役割

認知症サポート医(推進医師)は、次の役割を担う。

(別添1)

認知症地域医療支援事業実施要綱

第1 認知症サポート医養成研修事業

1 認知症サポート医養成研修

(1) (略)

(2) 認知症サポート医(推進医師)の役割

認知症サポート医(推進医師)は、次の役割を担う。

ア かかりつけ医の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他の認知症サポート医(推進医師)との連携体制の構築 イ 各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力 ウ 都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案 (3)～(8) (略) 2(略) 第2 (略)	ア かかりつけ医の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他の認知症サポート医(推進医師)との連携体制の構築 イ 各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力 ウ 都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案<u>及び講師</u> (3)～(8) (略) 2(略) 第2 (略)
(別添2) 高齢者権利擁護推進事業実施要綱 1～2 (略) 3 事業内容 (1)～(2) (略) (3) 権利擁護相談支援事業 ア (略) イ 権利擁護に関する普及啓発 都道府県内の権利擁護の取組を推進するため、高齢者虐待の防止や成年後見制度等に係る理解の普及・取組の推進を目的としたシンポジウムや市町村、地域包括支援センター等の職員を対象とした事例報告(検討)会等を開催する。 なお、<u>改正前の「3(4)身体拘束廃止事例等報告検討会」</u>は、本事業において、<u>実施するものとする。</u> ウ その他権利擁護推進に実施主体が必要と認める事業	(別添2) 高齢者権利擁護推進事業実施要綱 1～2 (略) 3 事業内容 (1)～(2) (略) (3) 権利擁護相談支援事業 ア (略) イ 権利擁護に関する普及啓発 都道府県内の権利擁護の取組を推進するため、高齢者虐待の防止や成年後見制度等に係る理解の普及・取組の推進を目的としたシンポジウムや市町村、地域包括支援センター等の職員を対象とした事例報告(検討)会等を開催する。 なお、<u>従前より実施されている「身体拘束廃止事例等報告検討会」</u>は、<u>引き続き、本事業において実施するものとする。</u> ウ その他権利擁護推進に実施主体が必要と認める事業

(別紙 1) (略)

(別紙 2) (略)

(別添 3)

認知症理解・早期サービス普及促進事業実施要綱

1 目的

認知症高齢者等やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを支援するため、認知症の理解の普及や家族に対する支援を行うとともに、地域の実情に応じた認知症予防や地域における見守り・支援を行うことを目的とするものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。この場合において、都道府県及び指定都市は、この事業を適切に実施することができると思われる団体等に委託することができる。

3 事業内容

(1) 認知症高齢者をかかえる家族に対する支援事業

認知症高齢者等やその家族が、認知症介護の経験を持つ地域の経験者等と、電話相談や交流集会等を通じて接する環境を整備することにより、認知症の初期の段階から、認知症の知識・介護技術の面だけではなく、精神面も含めた支援を行う体制を構築することを目的とし、下記の取組を行うものとする。

(ア) 交流集会（月 1 回程度）

認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含め、家族を支えることを目的とし、交流集会等を開催する。

(イ) 電話相談

(別紙 1) (略)

(別紙 2) (略)

(別添 3)

認知症対策普及・相談・支援事業実施要綱

1 目的

認知症の人や家族に対しては、認知症の各ステージにおいて、認知症の知識や介護技術の面だけではなく、精神面も含めた様々な支援が重要であることから、各都道府県及び指定都市単位で認知症介護の専門家や経験者等が対応するコールセンターを設置し、認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を構築するとともに、研修等を実施し、地域における認知症の理解の促進を図ることにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

(1) 本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

(2) 都道府県等は、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族への相談・援助について、十分な知見及び実績を有すると認められる団体等に事業の一部又は全部を委託することができるものとする。

3 事業内容

(1) 認知症の人やその家族等からの各種相談に対し、電話相談により応じること。

(2) 相談内容により、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療機関、市町村等適切な関係機関が行う支援へ適切につなぐこと。

定期的に相互に電話相談、アドバイスをを行い、家族を技術面・精神面から支援する。

(ウ) 認知症知識普及講座

認知症高齢者等を地域で支えるためには、認知症の正しい理解が重要であることから、医師、認知症介護の専門職や介護経験者等を講師役とし、管内の市町村との連携の下、認知症の正しい知識を普及するための講座を開催する。

なお、「認知症を知り 地域をつくる」キャンペーンのうち「認知症サポーター養成講座」の実施に当たっては、本事業を活用することも可能である。

(エ) その他

その他、認知症高齢者等をかかえる家族の支援に資する事業。

(2) 認知症早期発見・早期対応推進事業

認知症に対する早期の対応として、各地域で認知症予防や地域における見守り等について、先駆的な取組を行っている自治体を訪問するなどにより、情報収集等を行うなど、下記の取組を行う。

(ア) 訪問等による先進地域（都道府県外含む）の取組情報の収集

先駆的な取組を行っている地域を訪問し、当該地域における取組体制、対象者像、関係機関との連携のあり方、必要な社会資源等について、情報を収集する。

(イ) 取組推進に必要な人材育成のための研修

自治体職員、介護従業者、管内の市町村、関係機関等に対するシンポジウムや研修会を開催し、上記（ア）により収集した事例等について情報提供を行う。

(ウ) その他、本事業の趣旨に資する事業。

(3) 上記（1）及び（2）の事業の成果の普及

シンポジウムや研修会等を通じて、管内の市町村に対して認

（3）地域包括支援センター、市町村等の相談体制の支援に資するため、定期的な情報提供などにより連携を図ること。

(4) 地域の実情に応じた取組を行うこと。

ア 認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含め認知症の人や家族を支えることを目的とし、面接面談による相談や交流集会等を開催すること。

イ 認知症に対する早期の対応を目的として、先駆的な取組を行っている自治体等から情報を収集し、自治体職員、介護従業者、管内の市町村、関係機関等を対象としたシンポジウムや研修会を開催するとともに各事業の成果の普及等を行うこと。

4 相談員の配置等

（1）本事業の実施に当たっては、認知症の人やその家族等の相談内容・頻度等を考慮しつつ、利用者が身近に相談でき、かつ、相談に対して総合的に対応できる相談員を配置することとする。

（2）相談員には、認知症介護の経験を有する者の他、介護支援専門員や社会福祉士、認知症医療の専門家、高齢者権利擁護の専門家等認知症高齢者等に対し適切な相談援助を行うことができる者を必要に応じて配置するものとする。

（3）上記の他、相談の転送が可能な専門家の確保等地域の認知症専門家及び専門機関との協力体制を構築することが望ましい。

（4）本事業を委託により実施する場合、受託事業所は、3（4）の事業を実施するに当たっては、市町村や都道府県と協議の上実施すること。

（5）本事業に携わる相談員等を含めた従業者は、個人情報保護法の規定等を踏まえ、認知症の人や家族等の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由が

知症理解・早期サービス普及促進事業において行われる各事業の成果等の普及を行う。

なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 設備等

相談窓口には、相談専用の電話及びその他相談を適切に行うために必要な設備を設けること。

6 その他の留意事項

(1) 都道府県等は、この事業の実施について認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努めることとする。

(2) 市町村は、この事業を行うにあたっては、医療機関、介護サービス事業者の他、保健、福祉、医療の各分野の関係機関、団体との連携体制を整備すること。

(3) 相談窓口は、認知症に関し、認知症の人やその家族等がいつでも気軽に相談できるよう、常設しなければならないこと。したがって、毎週3日以上の実施が無いもの又は不定期の実施であるものについては、国庫補助の対象とはしないこと。また、できるだけ土曜、日曜休日等の実施に努めること。

(4) 相談窓口における業務の実施にあたっては、「認知症コールセンターマニュアル」(平成20年度老人保健健康増進等事業)を参考とすること。

(別添4)

認知症地域支援体制構築等推進事業実施要綱

1～2 (略)

3 事業内容

ア 推進会議の設置

(別添4)

認知症地域支援体制構築等推進事業実施要綱

1～2 (略)

3 事業内容

ア 推進会議の設置

推進会議は、実施主体が本事業の円滑な実施及びその成果の都道府県管下への普及等の役割を担うものとして、都道府県内の医療関係者、福祉事業関係者、認知症高齢者等の家族等の意見を代表する者、認知症ケアに関する有識者、モデル地域の行政担当者及び介護事業関係者等を構成員として設置するものとし、下記の業務を行うものとする。

- ① 下記イの事業を実施するモデル地域の取組状況の分析及び評価
- ② モデル地域の取組状況等の管内市町村への情報発信
- ③ コーディネーター（下記「イ（イ）のコーディネーター」をいう。以下同じ。）等モデル地域における関係者の活動の支援
- ④ ウの事業の分析及び評価並びに普及
- ⑤ その他、本事業の円滑な実施に関して必要な事項

また、モデル地域の地域包括支援センター及びコーディネーターについては、推進会議の構成員又は事務局として参加させるものとする。

イ モデル地域における地域支援体制構築事業

（ア）（略）

（イ）事業のコーディネーターの配置

コーディネーターは、地域包括支援センターや関係者と協力しながら、次の業務を行う者をいう。

- ① モデル地域の「地域資源マップ」の作成
- ② モデル地域におけるネットワークの構築の推進及びネットワークが機能していくための調整等
- ③ モデル地域における地域包括支援センターや関係者に対する認知症に関する専門的助言

コーディネーターは、職種による限定はしないが、次のすべての要件を満たす者であって、モデル地域の市町村等との協議の上、本事業の趣旨を理解し、適切な活動を行え

推進会議は、実施主体が本事業の円滑な実施及びその成果の都道府県管内への普及等の役割を担うものとして、都道府県内の医療関係者、福祉事業関係者、認知症高齢者等の家族等の意見を代表する者、認知症ケアに関する有識者、モデル地域の行政担当者及び介護事業関係者等を構成員として設置するものとし、下記の業務を行うものとする。

- ① 下記イの事業を実施するモデル地域の取組状況の分析及び評価
- ② モデル地域の取組状況等の管内市町村への情報発信
- ③ コーディネーター（下記「イ（イ）のコーディネーター」をいう。以下同じ。）等モデル地域における関係者の活動の支援
- ④ ウの事業の分析及び評価並びに普及
- ⑤ その他、本事業の円滑な実施に関して必要な事項

また、モデル地域の地域包括支援センター及びコーディネーターについては、推進会議の構成員又は事務局として参加させるものとする。

イ モデル地域における地域支援体制構築事業

（ア）（略）

（イ）事業のコーディネーターの配置

コーディネーターとは、地域包括支援センターや多様な関係者と協力しながら、次の業務を行う者をいう。

- ① モデル地域の「地域資源マップ」の作成
- ② モデル地域におけるネットワークの構築の推進及びネットワークが機能していくための調整等
- ③ モデル地域における地域包括支援センターや関係者に対する認知症に関する専門的助言

コーディネーターは、職種による限定はしないが、次のすべての要件を満たす者であって、モデル地域の市町村等との協議の上、本事業の趣旨を理解し、適切な活動を行え

ると判断された者をあてるものとする。

① 現に認知症の本人やその家族に対するサービスの提供等の支援をしている者

② モデル地域内における認知症ケアのニーズや事業所等の状況を熟知している者

なお、コーディネーターは、各モデル地域の実情により、一人の者をもってあてること、複数の者によるチームを形成してあてることも可能とする。

(ウ) 地域資源マップの作成 (略)

(エ) 地域支援体制推進事業

本事業は、地域における関係者のネットワーク化により、認知症に係る地域包括支援センターの業務の支援など、地域における認知症に係る具体的な支援を目的として実施する。

ア) ～イ) (略)

ウ) その他

モデル地域の創意工夫により、地域における関係者のネットワークを活かした事業を行う。

(例)

- ・ 「もの忘れ」相談の実施

住民を対象に、地域の医師会との連携の下、認知症サポート医及びかかりつけ医が認知症に関する相談を受ける。

- ・ 認知症高齢者等のネットワーク支援

モデル地域内において本人同士が直接交流する機会を設けることを通じ、社会参加への支援などを行う。

- ・ 見守りネットワーク

在宅の認知症高齢者等や家族が地域において孤立しないよう、日々の声かけ等によりその状況やニーズを日常的に把握するため、関係者やボランティアによる

ると判断された者をあてるものとする。

① 現に認知症の本人やその家族に対するサービスの提供等の支援をしている者

② モデル地域内における認知症ケアのニーズや事業所等の状況を熟知している者

なお、コーディネーターは、各モデル地域の実情により、一人の者をもってあてること、複数の者によるチームを形成してあてることも可能とする。

(ウ) (略)

(エ) 地域支援体制推進事業

本事業は、地域における関係者のネットワーク化により、認知症に係る地域包括支援センターの業務の支援など、地域における認知症に係る具体的な支援を目的として実施する。

ア) ～イ) (略)

ウ) その他

モデル地域の創意工夫により、地域における関係者のネットワークを活かした事業を行う。

(例)

- ・ 「もの忘れ」相談の実施

住民を対象に、地域の医師会との連携の下、認知症サポート医及びかかりつけ医が認知症に関する相談を受ける。

- ・ 認知症高齢者等のネットワーク支援

モデル地域内において本人同士が直接交流する機会を設けることを通じ、社会参加への支援などを行う。

- ・ 見守りネットワーク

在宅の認知症高齢者等や家族が地域において孤立しないよう、日々の声かけ等によりその状況やニーズを日常的に把握するため、関係者やボランティアによる

見守りネットワークを構築し、運営する。

- ・ センター方式を活用した事例検討会

コーディネーターが支援した事例に対する支援・対応事例等を参考とし、「認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式」を用いた実践的な認知症ケアに関する検討会を行う。

ウ 認知症対応型サービスの取組事例の普及

本事業は、管内の認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護を実施している事業所について、そのサービス内容を広く住民に情報提供することを目的とし、市町村や事業所団体との連携の下、適切なサービス提供を行っている事例、地域との連携が適切に行われている事例等の情報を収集し、それらの事例の中からモデルとなるような事例の抽出を行う。

モデル事例については、定期的な状況把握に努め、収集された情報を分析・評価し、その結果を事例として取りまとめ、管内の市町村及び事業所に対して情報提供を行う。

情報提供に当たっては、管内市町村とも連携し、ホームページを活用する方法、パンフレット等の作成・配布及び地域包括支援センターへの設置など、住民等が情報に容易に接することができるような配慮を行うものとする。

見守りネットワークを構築し、運営する。

- ・ センター方式を活用した事例検討会

コーディネーターが支援した事例に対する支援・対応事例等を参考とし、「認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式」を活用した多職種共同での研修や実践的な認知症ケアに関する検討会を行う。

ウ 認知症対応型サービス等の取組事例の普及

認知症高齢者等の支援に資する取組みについて、住民等に対する普及・啓発を行う。

なお、この取組みに当たっては、管内市町村及び関係団体等と連携し、ホームページを活用する方法、パンフレット等の作成・配布及び地域包括支援センターへの設置など、情報提供を受ける者の特性を踏まえ、住民等が情報に容易に接することができるような配慮を行うものとする。

(ア) 認知症対応型サービス

管内の認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護を実施している事業所について、そのサービス内容を広く住民に情報提供することを目的とし、市町村や事業所団体との連携の下、適切なサービス提供を行っている事例、地域との連携が適切に行われている事例等の情報を収集し、それらの事例の中からモデルとなるような事例の抽出を行う。

モデル事例については、定期的な状況把握に努め、収集された情報を分析・評価し、その結果を事例として取りまとめ、管内の市町村及び事業所に対して情報提供を行う。

(イ) 若年性認知症対応型サービス

4 (略)	管内の若年性認知症の特性に応じた事業を実施する事業所や若年性認知症の人やその家族の支援に資するサービスについて、そのサービス内容を若年性認知症の人やその家族等に情報提供を行う。 (ウ) 若年性認知症を含む認知症の本人との意見交換会の開催 認知症の人の抱える課題や取り巻く状況を把握し、実情にあった地域支援を速やかに行っていくため、認知症の本人との意見交換等を行う。 4 (略)
	(別添5) <u>認知症対策連携強化事業実施要綱</u> 1 目的 <u>認知症施策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族に対する支援などを通じ、地域において総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要である。</u> <u>今般、認知症の専門的な医療を提供する認知症疾患医療センターと緊密に連携する地域包括支援センターに認知症連携担当者を配置し、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制を強化し、認知症の医療と介護の切れ目のない提供等を行うことを目的とする。</u> 2 実施主体等 (1) 実施主体 ア <u>本事業の実施主体は、原則として認知症疾患医療センターが設置されている市町村とする。</u> <u>ただし、現在、市町村（特別区含む。以下同じ。）内に</u>

認知症疾患医療センターはないが、認知症疾患医療センターへの確実な移行を予定している老人性認知症疾患センターが設置されている市町村についても設置可能とする。

イ 認知症疾患医療センター設置市町村で事業を実施しない場合については、認知症疾患医療センター設置市町村と都道府県との協議の上、認知症疾患医療センター設置市町村が認めた場合に限り、認知症疾患医療センター設置市町村以外の同一都道府県内の市町村又は都道府県の実施を可能とする。

ウ 都道府県が設定する圏域等において認知症疾患医療センター又は老人性認知症疾患センターが設置されていない場合であっても、認知症疾患医療センターの設置計画等がある程度見込まれており、それまでの間に認知症の専門的な医療を提供する医療機関の代替により4の事業内容の実施が可能な場合等には、当該医療機関設置市町村との協議の上、都道府県の実施を可能とする。

エ 本事業においては、認知症疾患医療センター、老人性認知症疾患センター及びその他の認知症の専門的な医療を提供する医療機関（以下「医療センター」という。）1か所に対して認知症連携担当者を配置する地域包括支援センターは1か所とする。

(2) その他

ア 実施主体は、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

イ 都道府県は、本事業の実施に当たって事業を実施する市町村等に対し指導、助言及び事業間の連絡調整を行うものとする。

3 認知症連携担当者の配置等

(1) 認知症連携担当者等の配置

実施主体は、地域包括支援センターに次に掲げる職員を配置し、本事業を実施するものとする。なお、認知症連携担当者については、別途、認知症連携担当者研修を受講するものとする。

ア 認知症連携担当者 以下のいずれかの要件を満たす者が常勤換算で1人以上

① 認知症介護指導者養成研修修了者(受講見込者を含む)

② 認知症介護実践リーダー研修修了者(受講見込者を含む)

③ 上記①、②以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として都道府県が認めた者

イ 嘱託医

認知症サポート医養成研修を修了した者又はこれに準ずる者 1人以上(嘱託可)

(2) 従業者の責務

本事業に携わる従業者は、個人情報保護法の規定等を踏まえ、利用者及び利用世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 事業内容

(1) 地域におけるネットワーク体制の構築

ア 医療センター、権利擁護に関係する関係団体等との密接なネットワークを構築すること。

イ 医療センターの連携担当者等との情報交換及び日常的な連絡調整に努めること。

(2) 医療センターにおいて認知症の確定診断を受けた者に対する支援を行うこと。

ア 医療センターにおいて認知症の確定診断を受けた者であ

って当該者の支援に係わる情報提供について同意した者の情報を定期的に入手すること。

イ 医療センターから提供された情報に基づき、認知症の確定診断を受けた者及びその家族等に対し、電話や訪問等により、在宅介護の方法や地域の保健医療サービス及び介護サービス等に関する情報を提供するとともに、必要なサービスの利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うこと。
なお、当該認知症者が認知症連携担当者の担当区域外に居住する場合は、当該認知症者の居住する区域を担当する地域包括支援センターに情報を提供する等の連携を図ること。

(3) 他の地域包括支援センターに対する支援を行うこと。

ア 他の地域包括支援センターから認知症の医療や介護等に関する各種の相談があった場合には、認知症介護に係る専門的な助言等必要な支援を行うこと。

イ 他の地域包括支援センターから受けた相談内容が専門医療に基づく判断を必要とする場合には、医療センターと協議の上、地域の医療機関の紹介等必要なサービスの利用調整を行うこと。

(4) 若年性認知症者に関する支援を行うこと。

ア 医療センターから提供された情報に基づき、若年性認知症（65歳未満であって、脳血管障害やアルツハイマー病等による認知症のために日常生活を営むのに支障がある者）の確定診断を受けた者及びその家族等に対し、電話や訪問等により、在宅介護の方法や地域の保健医療サービス及び介護サービス等に関する情報を提供するとともに、必要なサービスの利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うこと。
なお、当該若年性認知症者が認知症連携担当者の担当区域外に居住する場合は、当該若年性認知症者の居住する区域を担当する地域包括支援センターに情報を提供する等

の連携を図ること。

イ 就労継続に関する支援や障害福祉サービスの利用等介護サービス以外の支援が必要な場合は、ハローワーク、都道府県障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービスの相談支援事業所、就労移行支援事業所等若年性認知症者の状態や本人・家族の要望等を踏まえ、適切な支援機関と連携し、具体的なサービスにつなげる
こと。

ウ 都道府県等が設置する障害者就労支援ネットワークに参画し、当該ネットワークの資源を活用して若年性認知症自立支援ネットワークを構築すること。

また、当該ネットワークの定期的な開催により、若年性認知症者一人ひとりの状態に応じた適切な支援につなげる
こと。

(5) その他地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の構築に資する取組みを行うこと。

5 事業実施上の留意点

(1) 認知症連携担当者は、地域包括支援センターの3職種と共働して事業の実施に取り組むこと。

(2) 実施主体は、本事業の趣旨に鑑み、市町村及び都道府県の関係部局との連携の下に、本事業に対する協力、支援体制を整備するものとする。

(3) 実施主体は、認知症連携担当者等の資質の向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。

(4) 実施主体は、事業の実施について、管内の地域包括支援センター等に対して、周知を図るものとする。

(5) 実施主体は、本事業を委託した場合は、委託先に対し本事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、相談内容、処理状況等について、年1回以上定期的な事業実施状況の報告を

求めるとともに、定期的に事業実施状況の調査を行うものとする。

また、調査の結果、公的サービスとしての本事業の機能が十分に果たすことができないと認められる場合は、委託契約を解除するものとする。

(6) 実施主体は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

(別添6)

認知症ケア多職種共同研修・研究事業実施要綱

1 目的

地域において、認知症施策を推進する地域包括支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業所、医師等の専門職による認知症や認知症の医療・介護に関する研修や行政機関、自治会、ボランティア団体等を交えた地域資源の連携による取組みに関する研修等を通じ、地域における認知症施策についての意識の向上と共通理解を推進するとともに、地域の課題に対する具体的方策を講じることを目的とする。

2 実施主体

(1) 本事業の実施主体は、原則として、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

(2) 市町村は、地域の実情に応じ、市町村社会福祉協議会、在宅介護支援センターを運営する法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができる。

3 事業内容

(1) 専門職研修

ア 研修対象者

地域において認知症の保健医療・介護・福祉に携わる専門職

【例：医療機関の医師や看護師、介護支援専門員、認知症高齢者グループホームの職員等】

イ 研修内容等

(ア) 認知症の医療や介護の専門家（認知症サポート医、認知症介護指導者養成研修修了者等）同士が相互に実施する講義。

(イ) 地域において認知症の医療・介護・福祉の従事者間における、各々の専門分野に関する最新情報の伝達や先駆的な取組みに関する情報の共有。

(ウ) 認知症の人への支援に関する事例研究

(2) 地域ケアネットワーク研修

ア 研修対象者

地域ケアネットワーク等に携わる地域の団体等

【例：ボランティア団体、家族会、住民自治組織、保健所、警察、消防等の行政機関等】

イ 研修内容等

(ア) 認知症の人やその家族に対する支援方法に関すること。

(イ) 認知症の人やその家族を支える地域の関係機関及び関係者の役割並びに効果的な連携に関すること。

(ウ) 事例検討を踏まえたネットワークの点検や見直しに関すること。

(エ) 高齢者虐待、権利擁護等認知症高齢者を支える地域の関係者の紹介や交流に資する事業

4 その他

研修等は定期的・継続的に開催するものとする。

(別添 7)

若年性認知症対策総合推進事業実施要綱

1 目的

若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する認識が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、本人やその家族、企業及び医療機関が若年性認知症を知っていても、活用が可能な福祉や雇用の施策があまり知られていないことなどから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすいことが指摘されている。

本事業は、これらの問題点を解消し、若年性認知症者一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

都道府県は、事業運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

なお、3（3）の事業については、都道府県は、若年性認知症者に対する先駆的な取組みを行っている事業者に委託又は補助することにより実施するものとする。

3 事業内容

(1) 若年性認知症自立支援ネットワークの構築

地域包括支援センターに新たに配置する認知症連携担当者等が中心となり、都道府県の区域内を担当する若年性認知症自立支援ネットワークを構築し、若年性認知症者の雇用継続から高齢期までの本人の状態にあわせた適切な支援を行う各

事業者へつなぐものとする。

ア ネットワーク会議の設置

ネットワーク会議は、本事業の円滑な実施及びその成果の都道府県管内への普及等の役割を担うものとして、都道府県内の医療関係者、福祉事業関係者、認知症の人やその家族等の意見を代表する者、認知症ケアに関する有識者、モデル地域の行政担当者及び介護事業関係者等を構成員として設置するものとし、次の事業を行うものとする。

(ア) 若年性認知症の人への支援に関わる人や機関等が情報を共有できる仕組みづくりの検討

(イ) 若年性認知症の人への支援に係るケース会議、事例研究等の実施

(ウ) 若年性認知症の人への支援に資する福祉サービス等の資源の共有化や各種助成金等に係る情報発信

(エ) 企業や福祉施設等に対し若年性認知症の理解促進を図るためのパンフレット等の作成

(オ) その他若年性認知症の人への支援に当たり必要な事業

(2) 若年性認知症自立支援ネットワーク研修事業

3 (1) において若年性認知症自立支援ネットワークを構成する関係者及び障害福祉サービス従事者や企業関係者等、若年性認知症者に対する支援に携わる者に対して次の研修を行い、若年性認知症に対する理解促進を図る。

ア 研修対象者

若年性認知症自立支援ネットワーク構成員及び地域の障害福祉サービス従事者や企業関係者等認知症の人に対する支援に携わる者。

イ 研修内容

研修対象者に対して、若年性認知症の人に対する日常生活上の支援、就労上の支援等のために必要な知識・技術を習得するための研修を行う。

ウ 留意事項

(ア) 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たり、各都道府県商工会議所、社会福祉協議会等の関係団体と密接な連携を図るものとする。

(イ) 本研修の性格上、都道府県は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

(ウ) 3 (1) 及び (2) の事業は、併せて実施しなければならない。

(3) 若年性認知症ケア・モデル事業

若年性認知症の特性に応じた先駆的な事業を実施する事業所に対して支援し、若年性認知症の人やその家族の支援に資する適切なサービスを研究するとともに、当該サービスを広く普及させるための事業を実施する。

ア モデル事業所の選定

都道府県は、若年性認知症者に対し、総合的な自立支援サービスを提供している事業所（予定を含む。）をモデル事業所として選定する。

モデル事業は、介護サービス事業や障害福祉サービス事業と併設しても差し支えないが、経理は明確に区別すること。

イ 対象事業

本事業は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期の認知症の者（以下「対象者」という。）に対し支援を実施しているものを対象とする。

ウ 事業内容

若年性認知症者の支援に関する事業であればその内容は問わないが、おおむね次のような内容が考えられる。

・ 本事業の利用者について、10名以上の対象者の登録があり、1日あたり3人程度以上の利用が見込まれるこ

と。

- ・ 若年性認知症の特性に配慮した介護及び生活援助の提供
- ・ 若年性認知症者の自立支援に資する生活指導及び作業指導
- ・ 利用者が行う求職活動に対する支援及び就職後の職業生活における継続的な支援
- ・ 家族介護者に対する若年性認知症の人に対する介護方法等の指導
- ・ 利用者が行う簡易な作業の実施又は受託。
- ・ その他若年性認知症者の自立支援に資すると認められる事業

エ 従業者の配置、設備等

モデル事業所は、あらかじめ本事業の責任者を定めるとともに、実施するサービスに応じて必要な職員を配置するものとする。

なお、職員配置に当たっては、事業の内容に応じ、若年性認知症の特性に関し知見を有する者又は若年性認知症者に対するサービスの実務経験を有する者を充てることや、地域のボランティアを活用することが望ましい。

(ア) 若年性認知症ケア責任者 常勤換算で1人

若年性認知症ケア責任者は、認知症介護実践者研修修了者や精神保健福祉士等若年性認知症に対し専門的知識を有する者とする。

(イ) 介護職員

モデル事業所は、モデル事業を実施するに足る介護職員を1名以上確保すること。

(ウ) 設備

モデル事業所は、モデル事業を実施するに当たって十分な広さの設備を有し、モデル事業以外の事業の利用者

のサービス低下を来たさないように配慮するとともに、モデル事業所を実施する事業所全体として、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備等を設けること。

オ 利用料及び工賃

(ア) モデル事業所は、事業の実施に係る原材料費等の実費の全部又は一部を利用者に負担させることができる。

(イ) モデル事業所は、作業収入を伴う事業を実施することができる。

この場合、収入を伴う作業に従事している利用者に対し、工賃を支払うことができるものとする。

カ その他

(ア) モデル事業所は、本事業の実施状況（提供したサービスの状況、利用者の心身の状況、就職した利用者の数その他の就職に関する状況等）について、都道府県に対して報告しなければならない

(イ) 都道府県は、モデル事業所からの報告を国に報告するとともに、モデル事業の実施及び成果について、認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努めることとする。

(ウ) 都道府県は、本事業を行うにあたっては、医療機関、介護サービス事業者の他、保健、医療、福祉、労働の各分野の関係機関、団体との連携体制を整備すること。

【改正後全文】



老 発 第 0530002 号

平成 18 年 5 月 30 日

一部改正 老 発 第 0426001 号

平成 19 年 4 月 26 日

一部改正 老 発 第 0515002 号

平成 20 年 5 月 15 日

一部改正 老 発 第 0602006 号

平成 21 年 6 月 2 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長

認知症対策等総合支援事業の実施について

認知症対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要である。

こうした観点に立って、従来の認知症関連予算事業を再編して「認知症対策等総合支援事業」を下記の 10 事業により構成するものとし、別添のとおり各実施要綱を定めたので通知する。各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等との連携の下、各地域における認知症の方への支援の充実並びに適切な事業実施にご協力願いたい。

なお、本通知をもって「身体拘束廃止推進事業の実施について」（平成 13 年 5 月 21 日老発第 203 号本職通知）及び「認知症サポート医養成研修等事業の実施について」（平成 17 年 10 月 26 日老発第 1026002 号本職通知）は廃止する。

記

（1）認知症対応型サービス事業管理者等養成事業

認知症介護の質の向上を図るため、認知症高齢者グループホームの管理者や開設者、小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者等に対する研修を行う事業であるが、本事業については、下記の通知に基づき都道府県・指定都市が実施するものとする。

「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（平成21年3月26日老発第0326003号本職通知）（4（1）及び（5）の事業を除く）

(2) 認知症地域医療支援事業（別添1）

(3) 認知症介護研究・研修センター運営事業

認知症介護の質の向上を図るための研究や研修を行う「認知症介護研究・研修センター」の運営を行う事業であり、認知症介護研究・研修センターを設置する都県市（東京都・愛知県・仙台市）において、下記の通知に基づき実施するものとする。

「認知症介護研究・研修センター運営事業の実施について」

（平成12年5月8日老発第477号厚生省老人保健福祉局長通知）

(4) 高齢者権利擁護等推進事業（別添2）

(5) 認知症対策普及・相談・支援事業（別添3）

(6) 認知症地域支援体制構築等推進事業（別添4）

(7) 認知症対策連携強化事業（別添5）

(8) 認知症ケア多職種共同研修・研究事業（別添6）

(9) 認知症ケア高度化推進事業

認知症の方々やその家族のニーズに適切に対応するため、国内外の認知症ケア実践例及びその効果に関する情報の集積、分析評価、情報発信を行い、認知症介護の現場における認知症ケアの標準化・高度化を図る事業であり、認知症介護研究・研修東京センターを設置する東京都において、下記の通知に基づき実施するものとする。

「認知症ケア高度化推進事業の実施について」

（平成20年5月15日老発第0515008号本職通知）

(10) 若年性認知症対策総合推進事業

ア 都道府県事業（別添7）

イ 若年性認知症コールセンター運営事業

若年性認知症に関する疑問や悩み、今後の支援等について適切に対応するため、若年性認知症の総合相談窓口を設置する事業であり、認知症介護研究・研修大府センターを設置する愛知県において、下記の通知に基づき実施するものとする。

「若年性認知症コールセンター事業の実施について」

（平成21年6月2日老発第0602006号本職通知）

(別添1)

認知症地域医療支援事業実施要綱

第1 認知症サポート医養成研修事業

1 認知症サポート医養成研修

(1) 目的

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医(推進医師)を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 認知症サポート医(推進医師)の役割

認知症サポート医(推進医師)は、次の役割を担う。

ア かかりつけ医の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他の認知症サポート医(推進医師)との連携体制の構築

イ 各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力

ウ 都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案及び講師

(3) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とし、国立長寿医療センター(愛知県大府市)に委託して実施するものとする。

(4) 研修対象者

実施主体の長が、都道府県・指定都市医師会と相談の上、下記のいずれかの条件を満たし適当と認めた医師とする。

ア 地域において認知症の診療(早期発見等)に携わっている医師

イ 「(2) 認知症サポート医(推進医師)の役割」を適切に担える医師

なお、本研修終了後は(2)の役割を担うことについて、各医師に対して十分な説明を行い、了承を得るものとする。

(5) 研修内容

認知症サポート医(推進医師)として必要な、

ア かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的な教育技術

イ 地域における認知症高齢者を支えるために必要な介護分野の知識、地域医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連携を推進するために必要な知識・技術

などの修得に資する内容とする。

(6) 受講の手続き等

受講の手続き等については、国立長寿医療センターの研修要綱で定める。

(7) 修了証書の交付等

ア 国立長寿医療センター総長は、研修修了者に対し、様式1により修了証書を交付するとともに、実施主体の長に所要の事項を通知するものとする。

イ 実施主体の長及び国立長寿医療センター総長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作製し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県及び指定都市医師会と連携し、本事業要綱第1の2「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成し、各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、管内の認知症の者及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(8) その他

実施主体は、認知症サポート医(推進医師)が行う研修の企画立案等の作業に協力するとともに、企画された内容についても可能な限り、実施に務めるものとする。

2 普及啓発推進事業

(1) 目的

認知症の人に対し、早期に適切なサービス提供を行うためには、認知症の早期発見・早期診断を普及することが重要であることから、認知症サポート医(推進医師)を中心とし、地域住民、認知症の人の家族や介護サービス関係者等に対し、認知症の医療に係る正しい知識の普及を推進することを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。

(2) 事業内容

実施主体は、本事業の目的を達成するため、講演会・シンポジウムの開催やパンフレットの作成配布など、各地域の実情に応じた取組を行うものとする。

なお、事業の実施に当たっては、都道府県・指定都市医師会と連携を図るものとする。

(様式1)

第 号	
修 了 証 書	
氏 名	
生年月日 昭和 年 月 日	
あなたは、厚生労働省の定める認知症サポート医養成研修を修了したことを証します。	
平成 年 月 日	国立長寿医療センター総長 ○ ○ ○ ○

第2 かかりつけ医認知症対応力向上研修

(1) 目的

高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）に対し、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得するための研修を実施することにより、認知症サポート医（推進医師）との連携の下、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

診療科名を問わず、各都道府県及び指定都市管内で勤務（開業を含む）する医師とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム（別記）に基づき、かかりつけ医として必要で適切な認知症診断の知識・技術などの修得に資する内容とする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

(6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式2により修了証書を交付する。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作製し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県及び指定都市医師会と連携し、本事業要綱第1の2「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成し、各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、管内の認知症の者及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症サポート医の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

イ 研修受講者の募集に当たっては、各都道府県・指定都市医師会を通じ、郡市医師会の協力を得て行うこととし、研修修了者の情報についても提供するなど、地域の認知症医療体制の推進に資するものとする。

（別記）標準的なカリキュラム

研 修 内 容		
I 「基本 知識」 編 (60 分)	ねらい	認知症の早期発見・診断及び早期対応におけるかかりつけ医の役割を考察する
	到達 目標	1 認知症とはどういうものか、患者・家族にある程度説明することができる 2 認知症の考え方（捉え方）、中核症状と周辺症状、原因疾患、鑑別すべき疾患、状態について、ある程度説明することができる 3 アルツハイマー型認知症の病態、一般的な経過、及び今後の見通しについて、患者・家族にある程度説明することができる
	主な 内容	・家族が最初に気づいた認知症高齢者の日常生活の変化 ・認知症の考え方（DSM） ・認知症の中核症状と周辺症状 ・アルツハイマー型認知症の典型例の経過
II 「診断」 編 (60 分)	ねらい	認知症診断の原則を理解する
	到達 目標	1 認知症の早期発見・早期診断に役に立つ重要な初期症状や日常生活上の行動の変化について述べることができる 2 認知症の診断の意義と診断手順について説明することができる
	主な 内容	・認知症初期の発見のポイント ・中核症状のアセスメント（質問式） ・認知症の原因疾患の同定の手順
III 「治療 とケ ア」編 (60 分)	ねらい	認知症治療とケアの原則を理解する
	到達 目標	1 治療開始に当たっては、び家族へ心理的な配慮をすることができる 2 中核症状に対する薬物療法について適応症、効果、注意点について説明することができる 3 周辺症状に対する対応の原則を、ある程度説明することができる 4 認知症高齢者の特性とケアの基本について、ある程度説明することができる
	主な 内容	・早期発見・早期治療の意義 ・認知症患者・家族への対応や支援のあり方 ・アルツハイマー型認知症への薬物療法 ・周辺症状に関連する要因 ・周辺症状に対する薬物療法と非薬物療法
IV 「連携」 編	ねらい	1 認知症高齢者の療養生活を支えるための医療と介護の連携の重要性について考察する 2 認知症高齢者の尊厳を守る制度を理解する
	到達 目標	1 介護保険におけるかかりつけ医の役割について理解する 2 介護保険制度で利用できるサービスについて、患者・家族にある程度説明することができる 3 要支援・要介護認定及び特定高齢者スクリーニングの仕組みについて理解する 4 成年後見制度、高齢者虐待防止法の概要を説明することができる
	主な 内容	・主治医意見書の役割 ・かかりつけ医とケアマネジャーとの連携

(70
分)

- ・認知症高齢者ケアの基本
- ・地域密着型サービスについて
- ・介護保険における介護予防システム
- ・成年後見制度
- ・高齢者虐待防止法

(様式2)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

あなたは、厚生労働省の定めるかかりつけ医認知症対応力向上研修を修了
したことを証します。

平成 年 月 日

実施主体の長

○ ○ ○ ○

高齢者権利擁護等推進事業実施要綱

1 目的

介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年11月9日法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止などの高齢者の権利擁護のための取組を推進することが重要である。

本事業は、こうした観点から、介護施設従事者に対する研修を実施し、身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を支援するとともに、各都道府県が地域の実情に応じた専門的な相談体制等を整備するなど、各都道府県における高齢者の権利擁護のための取組を推進することを目的とするものである。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

また、3(2)イ(ア)の看護指導者養成研修については、都道府県は、看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有すると認めた全国組織に委託して実施するものとする。

3 事業内容

(1) 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催

身体拘束廃止に関する相談を行うに当たり、関係機関との連絡調整及び相談機能の強化を図ること、市町村が実施する身体拘束の相談窓口の設置に対する支援を行うこと等のため、介護保険施設関係者、居宅介護サービス事業者、関係団体、行政関係者、利用者代表等で構成される身体拘束ゼロ作戦推進会議を開催する。

(2) 介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業

ア 権利擁護推進員養成研修

介護施設等（介護保険法第8条各項に規定される事業、老人福祉法第5条の3に規定される「老人福祉施設」及び同法第29条に規定される「有料老人ホーム」をいう。以下同じ。）の施設長、介護主任等、施設内において指導的立場にある者を対象とし、講義・演習・自施設実習を通じて、高齢者虐待防止法の趣旨の理解及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得させることにより、介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成する。

なお、本事業については、別紙1を参考に実施するものとする。

イ 看護職員研修

介護施設等の看護職員を対象として、講義・演習を通じて、医療的な観点から

の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的、専門的手法を修得し、介護現場での権利擁護のための取組を行う人材を養成することを目的とし、下記の二つの事業を実施する。

なお、本事業については、別紙2を参考に実施するものとする。

(ア) 看護指導者養成研修

各都道府県において看護の指導的立場にある者を対象に、医療的な観点から介護施設等における権利擁護の取組に必要な専門的知識・技術を修得し、各都道府県で実施される実務看護職員研修の企画・立案への参画、又は講師となる人材を養成する。

(イ) 看護実務者研修

介護施設等の現場において、実際に権利擁護の取組を担当する看護職員（看護主任等）を対象に、医療的な観点からの取組を行うために必要な実践的な知識・技術を修得させる。

(3) 権利擁護相談支援事業

本事業は、各都道府県において、高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門的相談体制を構築し、管内の権利擁護の取組を推進することを目的とし、下記の事業を実施する。

ア 権利擁護相談窓口の設置

各都道府県は、管内の権利擁護に関係する関係団体等との密接な連携の下、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による専門相談員を配置した権利擁護相談窓口を設置する。

権利擁護相談窓口及び専門相談員は、次のような業務を行うものとする。

- ・ 成年後見制度の手続きなど、高齢者の権利擁護に関する高齢者本人やその家族に対する専門的な相談
- ・ 虐待防止ネットワークの構築、虐待対応等困難事例への対応における支援など、高齢者虐待防止・権利擁護対応に関わる市町村及び地域包括支援センターへの助言及び支援
- ・ その他、高齢者の権利擁護に関する必要な業務

など。

イ 権利擁護に関する普及啓発

都道府県内の権利擁護の取組を推進するため、高齢者虐待の防止や成年後見制度等に係る理解の普及・取組の推進を目的としたシンポジウムや市町村、地域包括支援センター等の職員を対象とした事例報告（検討）会等を開催する。

なお、従前より実施されている「身体拘束廃止事例等報告検討会」は、引き続き、本事業において実施するものとする。

ウ その他権利擁護推進に実施主体が必要と認める事業

(別紙1)

権利擁護推進員養成研修事業の実施について

(1) 研修対象者

介護施設等の施設長、介護主任等、身体拘束廃止の取組を施設内で指導的立場から推進することができる職員。

(2) 研修内容

研修対象者に対して、標準的な研修カリキュラム(別記)に基づき、介護施設等における権利擁護の推進について、講義・演習・自施設実習を通じて、取組に必要な姿勢・実践的手法を修得させる。

(3) 受講の手続き等

ア 受講の手続きは、所属の介護施設等の長を通じて実施主体の長に申し出るものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申し込みに基づき、受講生を決定し、研修生として登録する。

(4) 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

(5) 実施上の留意事項

実施主体の長は、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

(別記)

権利擁護推進員養成研修事業における標準的な研修カリキュラム例

- 1 実施形態
講義、演習により行う。
- 2 受講人数 20名程度(1回)
- 3 標準的な研修カリキュラム

	研 修 内 容	時間数
1日目	講義 目的) 介護に関する最新の考え方を知り、身体拘束廃止のための課題解決の考え方を修得する。 講義内容例) ○ 高齢者介護と身体拘束廃止について ○ 身体拘束廃止のための課題解決の考え方	4時間
2日目	演習1(施設見学及び意見交換) 目的) 都道府県内で取組を進めている施設の見学及び見学に基づいた意見交換を行うことにより、受講者が自施設での現状分析を行い、取組に向けた課題整理を行う。	1日
3日目	演習2(取組に向けたロールプレイ等) 目的) 演習1で整理・認識した課題等を念頭に、身体拘束廃止に向けた視点と問題解決能力を修得する。 演習内容例) ○ 対象者に対する理解を深めるロールプレイ ○ 施設内における身体拘束廃止のための取組	1日
自施設実習		60日
4日目	演習3(報告会・意見交換等) 目的) 本研修で修得した知識や技術を踏まえ、自施設における実習(取組の推進)成果について報告するとともに、その取組過程における問題点や解決方法等について意見交換を行う。	1日

4 標準的な修了証書様式

		第	号
修了証書			
		氏名	
		生年月日	昭和 年 月 日
あなたは、厚生労働省の定める身体拘束廃止推進員養成研修を 修了したことを証します。			
平成 年 月 日		○ ○ 県知事 ○ ○ ○ ○	

(別紙2)

看護職員研修事業の実施について

1 看護指導者養成研修

(1) 研修対象者

各都道府県において、介護施設等における看護の指導的立場にある者。

(2) 研修内容

研修対象者に対して、介護施設等における利用者の権利擁護を推進するために必要な看護職としての専門的な知識・技術の修得並びに研修プログラム作成方法及び教育技術を修得する。

(3) 研修受託機関

看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有する全国組織であって、各都道府県が本研修の実施を委託した機関（以下「研修受託機関」という）。

(4) 受講手続等

受講の手続等については、研修受託機関の研修要項に基づき行う。

(5) 修了証書の交付等

ア 研修受託機関の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長及び研修受託機関の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

(6) 実施上の留意事項

ア 本研修参加者の選定については、(社)日本看護協会及び介護保険施設関連団体等の各都道府県支部と十分な連携を図ること。

イ 研修参加者は、派遣費用、宿泊費用の他、研修の実施に必要な費用のうち教材等にかかる実費相当分について負担するものとする。

ウ 本研修は、都道府県が実施する実務看護職員研修の指導者を養成する研修という性格から、都道府県は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

2 看護実務者研修

(1) 研修対象者

介護施設等の現場において、実際に権利擁護の取組を担当する看護職員（看護主任等）。

(2) 研修内容

研修対象者に対して、標準的な研修カリキュラム(別記)に基づき、介護施設等における利用者の権利擁護の取組を推進するために必要な看護職として、医療的な観点から身体拘束廃止の取組を行うための実践的な知識・技術を修得させる。

(3) 受講の手続き等

ア 受講の手続きは、所属の介護施設等の長を通じて実施主体の長に申し出るものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申し込みに基づき、受講生を決定し、研修生として登録する。

(4) 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

(5) 実施上の留意事項

ア 実施主体の長は、看護指導者養成研修修了者を有効活用するとともに、(社)日本看護協会の各都道府県支部、介護保険施設関連団体等と密接な連携を図るものとする。

イ 本研修については、効率的な研修実施の観点から、介護サービス適正実施指導事業における「感染症対策指導者養成研修事業」と一体的に実施できるものとする。その際、いずれか一方の事業の補助金申請を行うことで足りるものとする。

(別記)

看護実務者研修における標準的な研修カリキュラム例

- 1 実施形態
講義、演習により行う。
- 2 受講人数 50名程度(1回)
- 3 標準的な研修カリキュラム

	研 修 内 容
【講義】	目的) 介護保険施設等における看護職員の業務や役割、最新の看護手法、介護職員との連携等について修得するとともに、介護現場における身体拘束の捉え方や介護保険における身体拘束の位置付け等について基礎的な知識を修得する。また、それぞれの業務を再考することにより、身体拘束がどのような場面で、またどのような原因で行われるかについて再整理するとともに、利用者の立場に立ったケアのあり方について修得する。 講義内容例) ○ 介護保険制度における介護保険施設等の役割について ○ 介護保険施設等における看護職員の役割等について ○ 介護保険における身体拘束の位置付け等について ○ 身体拘束廃止に向けた視点と問題解決能力について ○ 身体拘束を行わないための環境整備等について ○ 施設利用者もしくは家族による講演 等
【演習】	目的) 介護保険施設等における身体拘束廃止に向けた看護の具体的な方法、看護職員の関わり等に関して、受講者が勤務する各施設における問題点を整理し、介護保険施設等の看護における具体的な取り組み方法を検討する。 講義内容例) ○ 小グループによるグループワーク 等

4 標準的な修了書様式

○ 看護指導者養成研修修了証書様式

第 号	
修 了 証 書	
氏 名	
生年月日 昭和 年 月 日	
あなたは、厚生労働省の定める看護指導者養成研修を修了したことを証します。	
平成 年 月 日	研修受託機関の長 ○ ○ ○ ○

○ 看護実務者研修修了証書様式

第 号	
修 了 証 書	
氏 名	
生年月日 昭和 年 月 日	
あなたは、厚生労働省の定める看護実務者研修を修了したことを証します。	
平成 年 月 日	○ ○ 県知事 ○ ○ ○ ○

(別添3)

認知症対策普及・相談・支援事業実施要綱

1 目的

認知症の人や家族に対しては、認知症の各ステージにおいて、認知症の知識や介護技術の面だけではなく、精神面も含めた様々な支援が重要であることから、各都道府県及び指定都市単位で認知症介護の専門家や経験者等が対応するコールセンターを設置し、認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を構築するとともに、研修等を実施し、地域における認知症の理解の促進を図ることにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

- (1) 本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。
- (2) 都道府県等は、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族への相談・援助について、十分な知見及び実績を有すると認められる団体等に事業の一部又は全部を委託することができるものとする。

3 事業内容

- (1) 認知症の人やその家族等からの各種相談に対し、電話相談により応じること。
- (2) 相談内容により、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療機関、市町村等適切な関係機関が行う支援へ適切につなぐこと。
- (3) 地域包括支援センター、市町村等の相談体制の支援に資するため、定期的な情報提供などにより連携を図ること。
- (4) 地域の実情に応じた取組みを行うこと。
 - ア 認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含め認知症の人や家族を支えることを目的とし、面接面談による相談や交流集会等を開催すること。
 - イ 認知症に対する早期の対応を目的として、先駆的な取組みを行っている自治体等から情報を収集し、自治体職員、介護従業者、管内の市町村、関係機関等を対象としたシンポジウムや研修会を開催するとともに各事業の成果の普及等を行うこと。

4 相談員の配置等

- (1) 本事業の実施に当っては、認知症の人やその家族等の相談内容・頻度等を考慮しつつ、利用者が身近に相談でき、かつ、相談に対して総合的に対応できる相談員を配置することとする。
- (2) 相談員には、認知症介護の経験を有する者の他、介護支援専門員や社会福祉士、認知症医療の専門家、高齢者権利擁護の専門家等認知症高齢者等に対し適切な相談援助を行うことができる者を必要に応じて配置するものとする。
- (3) 上記の他、相談の転送が可能な専門家の確保等地域の認知症専門家及び専門機関と

の協力体制を構築することが望ましい。

- (4) 本事業を委託により実施する場合、受託事業所は、3(4)の事業を実施するに当たっては、市町村や都道府県と協議の上実施すること。
- (5) 本事業に携わる相談員等を含めた従業者は、個人情報保護法の規定等を踏まえ、認知症の人や家族等の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 設備等

相談窓口には、相談専用の電話及びその他相談を適切に行うために必要な設備を設けること。

6 その他の留意事項

- (1) 都道府県等は、この事業の実施について認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努めることとする。
- (2) 市町村は、この事業を行うにあたっては、医療機関、介護サービス事業者の他、保健、福祉、医療の各分野の関係機関、団体との連携体制を整備すること。
- (3) 相談窓口は、認知症に関し、認知症の人やその家族等がいつでも気軽に相談できるよう、常設しなければならないこと。したがって、毎週3日以上の実施が無いもの又は不定期の実施であるものについては、国庫補助の対象とはしないこと。また、できるだけ土曜、日曜休日等の実施に努めること。
- (4) 相談窓口における業務の実施にあたっては、「認知症コールセンターマニュアル」(平成20年度老人保健健康増進等事業)を参考とすること。

(別添 4)

認知症地域支援体制構築等推進事業実施要綱

1 目的

地域において、認知症高齢者等と家族を支えるためには、認知症への対応（予防、早期発見、ケア等）を行うマンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化し、相互に連携しながら有効な支援を行う体制を構築することが必要であることから、各都道府県内にモデル地域を設定して、先駆的に支援体制を構築し、都道府県内の各地域にその成果を普及させることを目的とするものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

なお、3のイで実施する事業については、原則として委託により実施するものとし、実施主体の責任の下に事業を実施するものとする。

また、3のウで実施する事業については、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

3 事業内容

ア 推進会議の設置

推進会議は、実施主体が本事業の円滑な実施及びその成果の都道府県管内への普及等の役割を担うものとして、都道府県内の医療関係者、福祉事業関係者、認知症高齢者等の家族等の意見を代表する者、認知症ケアに関する有識者、モデル地域の行政担当者及び介護事業関係者等を構成員として設置するものとし、下記の業務を行うものとする。

- ① 下記イの事業を実施するモデル地域の取組状況の分析及び評価
- ② モデル地域の取組状況等の管内市町村への情報発信
- ③ コーディネーター（下記「イ（イ）のコーディネーター」をいう。以下同じ。）
等モデル地域における関係者の活動の支援
- ④ ウの事業の分析及び評価並びに普及
- ⑤ その他、本事業の円滑な実施に関して必要な事項

また、モデル地域の地域包括支援センター及びコーディネーターについては、推進会議の構成員又は事務局として参加させるものとする。

イ モデル地域における地域支援体制構築事業

（ア）モデル地域の選定

本事業におけるモデル地域については、各都道府県における地域の実情に応じ、1つのモデル地域を、例えば①個々の市町村単位、②広域連合、③保健所単位、④2次保健医療圏単位などで設定する。

なお、各都道府県管内において円滑に支援体制を普及・拡大していくために特に必要と認める場合については、各都道府県の判断により、複数のモデル地域を設定

することも可能とする。

(イ) 事業のコーディネーターの配置

コーディネーターとは、地域包括支援センターや多様な関係者と協力しながら、次の業務を行う者をいう。

- ① モデル地域の「地域資源マップ」の作成
- ② モデル地域におけるネットワークの構築の推進及びネットワークが機能していくための調整等
- ③ モデル地域における地域包括支援センターや関係者に対する認知症に関する専門的助言

コーディネーターは、職種による限定はしないが、次のすべての要件を満たす者であって、モデル地域の市町村等との協議の上、本事業の趣旨を理解し、適切な活動を行えると判断された者をあてるものとする。

- ① 現に認知症の本人やその家族に対するサービスの提供等の支援をしている者
- ② モデル地域内における認知症ケアのニーズや事業所等の状況を熟知している者

なお、コーディネーターは、各モデル地域の実情により、一人の者をもってあてゝること、複数の者によるチームを形成してあてゝることも可能とする。

(ウ) 地域資源マップの作成

モデル地域における認知症に係る地域包括支援センターをはじめとする「地域資源」の情報を収集・整理した「地域資源マップ」を作成し、地域住民等に対して情報提供を行う。情報提供に当たっては、広報誌への掲載、パンフレット等の作成・配布及びホームページによる公開など、地域住民等が情報に容易に接することができる方法により、広く提供するものとする。

なお、作成した「地域資源マップ」は、事業の進行状況をモニタリングしながら、随時更新するものとする。

地域資源マップに掲載される具体的な「地域資源」の例は、次に掲げるものその他地域の実情に応じて必要と判断されたものとする。

例) 地域包括支援センター、認知症サポート医、かかりつけ医、認知症介護指導者、キャラバンメイト、認知症サポーター、介護保険施設、通所介護事業所、地域密着型サービス提供主体、民生委員、認知症の本人やその家族に対する支援団体、行政関係機関（警察・消防等）、権利擁護関係者、福祉に関するNPO・市民団体、公民館、近隣の商店等 等

「地域資源マップ」の作成の過程を通じて、掲載される関係者の間で、それぞれの役割について合意を形成するとともに、関係者間のネットワークを形成するものである。

(エ) 地域支援体制推進事業

本事業は、地域における関係者のネットワーク化により、認知症に係る地域包括支援センターの業務の支援など、地域における認知症に係る具体的な支援を目的として実施する。

ア) 認知症ケア等のサポート

地域包括支援センター等へ持ち込まれた認知症に関する相談、ケアプラン等

について、コーディネーターが、専門的視点からの助言や関係者とのネットワーク作り等の支援等を行う。地域包括支援センターはコーディネーターと協力しながら、地域資源マップを活用して、必要に応じて適切なサービスへつなぐ等の支援を行う。

イ) 徘徊SOSネットワークの構築

徘徊SOSネットワークの構築は、認知症に関係する事業者の有機的な繋がり強化を図ることのみならず、警察や消防などの公的機関や、バス・タクシー会社など身近な生活に関わる事業者等の協力と参加を得ることにより、地域における重層的な認知症支援体制を整備する有効な手段の一つである。そのため、地域住民による徘徊SOSネットワークのサポーターの連絡網や認知症高齢者等が気軽に立ち寄ることができる拠点の設置等を行うとともに、模擬訓練などの実施により、関係者が有機的に連携する実効性のあるネットワークの構築を図る。

ウ) その他

モデル地域の創意工夫により、地域における関係者のネットワークを活かした事業を行う。

(例)

- ・ 「もの忘れ」相談の実施

住民を対象に、地域の医師会との連携の下、認知症サポート医及びかかりつけ医が認知症に関する相談を受ける。

- ・ 認知症高齢者等のネットワーク支援

モデル地域内において本人同士が直接交流する機会を設けることを通じ、社会参加への支援などを行う。

- ・ 見守りネットワーク

在宅の認知症高齢者等や家族が地域において孤立しないよう、日々の声かけ等によりその状況やニーズを日常的に把握するため、関係者やボランティアによる見守りネットワークを構築し、運営する。

- ・ センター方式を活用した事例検討会

コーディネーターが支援した事例に対する支援・対応事例等を参考とし、「認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式」を活用した多職種共同での研修や実践的な認知症ケアに関する検討会を行う。

ウ 認知症対応型サービス等の取組事例の普及

認知症高齢者等の支援に資する取組みについて、住民等に対する普及・啓発を行う。

なお、この取組みに当たっては、管内市町村及び関係団体等と連携し、ホームページを活用する方法、パンフレット等の作成・配布及び地域包括支援センターへの設置など、情報提供を受ける者の特性を踏まえ、住民等が情報に容易に接することができるような配慮を行うものとする。

(ア) 認知症対応型サービス

管内の認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居

宅介護を実施している事業所について、そのサービス内容を広く住民に情報提供することを目的とし、市町村や事業所団体との連携の下、適切なサービス提供を行っている事例、地域との連携が適切に行われている事例等の情報を収集し、それらの事例の中からモデルとなるような事例の抽出を行う。

モデル事例については、定期的な状況把握に努め、収集された情報を分析・評価し、その結果を事例として取りまとめ、管内の市町村及び事業所に対して情報提供を行う。

(イ) 若年性認知症対応型サービス

管内の若年性認知症の特性に応じた事業を実施する事業所や若年性認知症の人やその家族の支援に資するサービスについて、そのサービス内容を若年性認知症の人やその家族等に情報提供を行う。

(ウ) 若年性認知症を含む認知症の本人との意見交換会の開催

認知症の人の抱える課題や取り巻く状況を把握し、実情にあった地域支援を速やかに行っていくため、認知症の人との意見交換等を行う。

4 その他

3ア及びイ（ア）から（ウ）の事業内容については必須事業とする。また、3イ（エ）及びウの事業については、モデル地域の市町村との協議の上で、各モデル地域の実情に応じて取り組むものとする。

認知症対策連携強化事業実施要綱

1 目的

認知症施策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族に対する支援などを通じ、地域において総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要である。

今般、認知症の専門的な医療を提供する認知症疾患医療センターと緊密に連携する地域包括支援センターに認知症連携担当者を配置し、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制を強化し、認知症の医療と介護の切れ目のない提供等を行うことを目的とする。

2 実施主体等

(1) 実施主体

ア 本事業の実施主体は、原則として認知症疾患医療センターが設置されている市町村とする。

ただし、現在、市町村（特別区含む。以下同じ。）内に認知症疾患医療センターはないが、認知症疾患医療センターへの確実な移行を予定している老人性認知症疾患センターが設置されている市町村についても設置可能とする。

イ 認知症疾患医療センター設置市町村で事業を実施しない場合については、認知症疾患医療センター設置市町村と都道府県との協議の上、認知症疾患医療センター設置市町村が認めた場合に限り、認知症疾患医療センター設置市町村以外の同一都道府県内の市町村又は都道府県の実施を可能とする。

ウ 都道府県が設定する圏域等において認知症疾患医療センター又は老人性認知症疾患センターが設置されていない場合であっても、認知症疾患医療センターの設置計画等がある程度見込まれており、それまでの間に認知症の専門的な医療を提供する医療機関の代替により4の事業内容の実施が可能な場合等には、当該医療機関設置市町村との協議の上、都道府県の実施を可能とする。

エ 本事業においては、認知症疾患医療センター、老人性認知症疾患センター及びその他の認知症の専門的な医療を提供する医療機関（以下「医療センター」という。）1か所に対して認知症連携担当者を配置する地域包括支援センターは1か所とする。

(2) その他

ア 実施主体は、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

イ 都道府県は、本事業の実施に当たって事業を実施する市町村等に対し指導、助言及び事業間の連絡調整を行うものとする。

3 認知症連携担当者の配置等

(1) 認知症連携担当者等の配置

実施主体は、地域包括支援センターに次に掲げる職員を配置し、本事業を実施するものとする。なお、認知症連携担当者については、別途、認知症連携担当者研修を受講するものとする。

ア 認知症連携担当者 以下のいずれかの要件を満たす者が常勤換算で1人以上

- ① 認知症介護指導者養成研修修了者(受講見込者を含む)
- ② 認知症介護実践リーダー研修修了者(受講見込者を含む)
- ③ 上記①、②以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として都道府県が認めた者

イ 嘱託医

認知症サポート医養成研修を修了した者又はこれに準ずる者 1人以上(嘱託可)

(2) 従業者の責務

本事業に携わる従業者は、個人情報保護法の規定等を踏まえ、利用者及び利用世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 事業内容

(1) 地域におけるネットワーク体制の構築

ア 医療センター、権利擁護に関係する関係団体等との密接なネットワークを構築すること。

イ 医療センターの連携担当者等との情報交換及び日常的な連絡調整に努めること。

(2) 医療センターにおいて認知症の確定診断を受けた者に対する支援を行うこと。

ア 医療センターにおいて認知症の確定診断を受けた者であって当該者の支援に係わる情報提供について同意した者の情報を定期的に入手すること。

イ 医療センターから提供された情報に基づき、認知症の確定診断を受けた者及びその家族等に対し、電話や訪問等により、在宅介護の方法や地域の保健医療サービス及び介護サービス等に関する情報を提供するとともに、必要なサービスの利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うこと。なお、当該認知症者が認知症連携担当者の担当区域外に居住する場合は、当該認知症者の居住する区域を担当する地域包括支援センターに情報を提供する等の連携を図ること。

(3) 他の地域包括支援センターに対する支援を行うこと。

ア 他の地域包括支援センターから認知症の医療や介護等に関する各種の相談があった場合には、認知症介護に係る専門的な助言等必要な支援を行うこと。

イ 他の地域包括支援センターから受けた相談内容が専門医療に基づく判断を必要とする場合には、医療センターと協議の上、地域の医療機関の紹介等必要なサービスの利用調整を行うこと。

(4) 若年性認知症者に関する支援を行うこと。

ア 医療センターから提供された情報に基づき、若年性認知症(65歳未満であって、脳血管障害やアルツハイマー病等による認知症のために日常生活を営むのに支障がある者)の確定診断を受けた者及びその家族に対し、電話や訪問等により、在宅

介護の方法や地域の保健医療サービス及び介護サービス等に関する情報を提供するとともに、必要なサービスの利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うこと。なお、当該若年性認知症者が認知症連携担当者の担当区域外に居住する場合は、当該若年性認知症者の居住する区域を担当する地域包括支援センターに情報を提供する等の連携を図ること。

イ 就労継続に関する支援や障害福祉サービスの利用等介護サービス以外の支援が必要な場合は、ハローワーク、都道府県障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービスの相談支援事業所、就労移行支援事業所等若年性認知症者の状態や本人・家族の要望等を踏まえ、適切な支援機関と連携し、具体的なサービスにつなげること。

ウ 都道府県等が設置する障害者就労支援ネットワークに参画し、当該ネットワークの資源を活用して若年性認知症自立支援ネットワークを構築すること。

また、当該ネットワークの定期的な開催により、若年性認知症者一人ひとりの状態に応じた適切な支援につなげること。

(5) その他地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の構築に資する取組を行うこと。

5 事業実施上の留意点

(1) 認知症連携担当者は、地域包括支援センターの3職種と共働して事業の実施に取り組むこと。

(2) 実施主体は、本事業の趣旨に鑑み、市町村及び都道府県の関係部局との連携の下に、本事業に対する協力、支援体制を整備するものとする。

(3) 実施主体は、認知症連携担当者等の資質の向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。

(4) 実施主体は、事業の実施について、管内の地域包括支援センター等に対して、周知を図るものとする。

(5) 実施主体は、本事業を委託した場合は、委託先に対し本事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、相談内容、処理状況等について、年1回以上定期的な事業実施状況の報告を求めるとともに、定期的に事業実施状況の調査を行うものとする。

また、調査の結果、公的サービスとしての本事業の機能が十分に果たすことができないと認められる場合は、委託契約を解除するものとする。

(6) 実施主体は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

(別添6)

認知症ケア多職種共同研修・研究事業実施要綱

1 目的

地域において、認知症施策を推進する地域包括支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業所、医師等の専門職による認知症や認知症の医療・介護に関する研修や行政機関、自治会、ボランティア団体等を交えた地域資源の連携による取組みに関する研修等を通じ、地域における認知症施策についての意識の向上と共通理解を推進するとともに、地域の課題に対する具体的方策を講じることを目的とする。

2 実施主体

- (1) 本事業の実施主体は、原則として、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。
- (2) 市町村は、地域の実情に応じ、市町村社会福祉協議会、在宅介護支援センターを運営する法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができる。

3 事業内容

(1) 専門職研修

ア 研修対象者

地域において認知症の保健医療・介護・福祉に携わる専門職

【例：医療機関の医師や看護師、介護支援専門員、認知症高齢者グループホームの職員等】

イ 研修内容等

- (ア) 認知症の医療や介護の専門家（認知症サポート医、認知症介護指導者養成研修修了者等）同士が相互に実施する講義。
- (イ) 地域において認知症の医療・介護・福祉の従事者間における、各々の専門分野に関する最新情報の伝達や先駆的な取組みに関する情報の共有。
- (ウ) 認知症の人への支援に関する事例研究

(2) 地域ケアネットワーク研修

ア 研修対象者

地域ケアネットワーク等に携わる地域の団体等

【例：ボランティア団体、家族会、住民自治組織、保健所、警察、消防等の行政機関等】

イ 研修内容等

- (ア) 認知症の人やその家族に対する支援方法に関すること。
- (イ) 認知症の人やその家族を支える地域の関係機関及び関係者の役割並びに効果的な連携に関すること。
- (ウ) 事例検討を踏まえたネットワークの点検や見直しに関すること。
- (エ) 高齢者虐待、権利擁護等認知症高齢者を支える地域の関係者の紹介や交流に資

する事業

4 その他

研修等は定期的・継続的に開催するものとする。

若年性認知症対策総合推進事業実施要綱

1 目的

若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する認識が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、本人やその家族、企業及び医療機関が若年性認知症を知っていても、活用が可能な福祉や雇用の施策があまり知られていないことなどから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすいことが指摘されている。

本事業は、これらの問題点を解消し、若年性認知症者一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

都道府県は、事業運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

なお、3(3)の事業については、都道府県は、若年性認知症者に対する先駆的な取り組みを行っている事業者に委託又は補助することにより実施するものとする。

3 事業内容

(1) 若年性認知症自立支援ネットワークの構築

地域包括支援センターに新たに配置する認知症連携担当者等が中心となり、都道府県の区域内を担当する若年性認知症自立支援ネットワークを構築し、若年性認知症者の雇用継続から高齢期までの本人の状態にあわせた適切な支援を行う各事業者へつなぐものとする。

ア ネットワーク会議の設置

ネットワーク会議は、本事業の円滑な実施及びその成果の都道府県管内への普及等の役割を担うものとして、都道府県内の医療関係者、福祉事業関係者、認知症の人やその家族等の意見を代表する者、認知症ケアに関する有識者、モデル地域の行政担当者及び介護事業関係者等を構成員として設置するものとし、次の事業を行うものとする。

- (ア) 若年性認知症の人への支援に関わる人や機関等が情報を共有できる仕組みづくりの検討
- (イ) 若年性認知症の人への支援に係るケース会議、事例研究等の実施
- (ウ) 若年性認知症の人への支援に資する福祉サービス等の資源の共有化や各種助成金等に係る情報発信
- (エ) 企業や福祉施設等に対し若年性認知症の理解促進を図るためのパンフレット等の作成
- (オ) その他若年性認知症の人への支援に当たり必要な事業

(2) 若年性認知症自立支援ネットワーク研修事業

3 (1) において若年性認知症自立支援ネットワークを構成する関係者及び障害福祉サービス従事者や企業関係者等、若年性認知症者に対する支援に携わる者に対して次の研修を行い、若年性認知症に対する理解促進を図る。

ア 研修対象者

若年性認知症自立支援ネットワーク構成員及び地域の障害福祉サービス従事者や企業関係者等認知症の人に対する支援に携わる者。

イ 研修内容

研修対象者に対して、若年性認知症の人に対する日常生活上の支援、就労上の支援等のために必要な知識・技術を習得するための研修を行う。

ウ 留意事項

(ア) 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たり、各都道府県商工会議所、社会福祉協議会等の関係団体と密接な連携を図るものとする。

(イ) 本研修の性格上、都道府県は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

(ウ) 3 (1) 及び (2) の事業は、併せて実施しなければならない。

(3) 若年性認知症ケア・モデル事業

若年性認知症の特性に応じた先駆的な事業を実施する事業所に対して支援し、若年性認知症の人やその家族の支援に資する適切なサービスを研究するとともに、当該サービスを広く普及させるための事業を実施する。

ア モデル事業所の選定

都道府県は、若年性認知症者に対し、総合的な自立支援サービスを提供している事業所（予定を含む。）をモデル事業所として選定する。

モデル事業は、介護サービス事業や障害福祉サービス事業と併設しても差し支えないが、経理は明確に区分すること。

イ 対象事業

本事業は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期の認知症の者（以下「対象者」という。）に対し支援を実施しているものを対象とする。

ウ 事業内容

若年性認知症者の支援に関する事業であればその内容は問わないが、おおむね次のような内容が考えられる。

- ・ 本事業の利用者について、10名以上の対象者の登録があり、1日あたり3人程度以上の利用が見込まれること。
- ・ 若年性認知症の特性に配慮した介護及び生活援助の提供
- ・ 若年性認知症者の自立支援に資する生活指導及び作業指導
- ・ 利用者が行う求職活動に対する支援及び就職後の職業生活における継続的な支援
- ・ 家族介護者に対する若年性認知症の人に対する介護方法等の指導
- ・ 利用者が行う簡易な作業の実施又は受託。

- ・ その他若年性認知症者の自立支援に資すると認められる事業

エ 従業者の配置、設備等

- ・ モデル事業所は、あらかじめ本事業の責任者を定めるとともに、実施するサービスに応じて必要な職員を配置するものとする。

なお、職員配置に当たっては、事業の内容に応じ、若年性認知症の特性に関し知見を有する者又は若年性認知症者に対するサービスの実務経験を有する者を充てることや、地域のボランティアを活用することが望ましい。

(ア) 若年性認知症ケア責任者 常勤換算で1人

若年性認知症ケア責任者は、認知症介護実践者研修修了者や精神保健福祉士等若年性認知症に対し専門的知識を有する者とする。

(イ) 介護職員

モデル事業所は、モデル事業を実施するに足りる介護職員を1名以上確保すること。

(ウ) 設備

モデル事業所は、モデル事業を実施するに当たって十分な広さの設備を有し、モデル事業以外の事業の利用者のサービス低下を来たさないように配慮するとともに、モデル事業所を実施する事業所全体として、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備等を設けること。

オ 利用料及び工賃

- (ア) モデル事業所は、事業の実施に係る原材料費等の実費の全部又は一部を利用者に負担させることができる。

- (イ) モデル事業所は、作業収入を伴う事業を実施することができる。

この場合、収入を伴う作業に従事している利用者に対し、工賃を支払うことができるものとする。

カ その他

- (ア) モデル事業所は、本事業の実施状況（提供したサービスの状況、利用者の心身の状況、就職した利用者の数その他の就職に関する状況等）について、都道府県に対して報告しなければならない

- (イ) 都道府県は、モデル事業所からの報告を国に報告するとともに、モデル事業の実施及び成果について、認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努めることとする。

- (ウ) 都道府県は、本事業を行うにあたっては、医療機関、介護サービス事業者の他、保健、医療、福祉、労働の各分野の関係機関、団体との連携体制を整備すること。